



MFJ 競技用ヘルメット公認に関する規則

昭和 42 年(1967) 03 月 22 日制定
令和 07 年(2025) 07 月 07 日改定

第1条 目的

1. 本規則は、一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（以下「MFJ」という）が競技用ヘルメットの公認に関し規定し、品質の向上により、競技ライダーの安全に寄与することを目的とする。
2. 本規則において「公認」とは、ヘルメットが本規則に合致することを認めるものであり、その安全性および耐久性を保証するものではない。

第2条 公認規格の改定

1. 2017 年を起点として 5 年ごとに公認規格を改定する。
2022 年 1 月 1 日から施行される MFJ 競技用ヘルメット公認に関する規則（以下「2022 規格」）は、2022 年から 2026 年の 5 年間を公認規則の適用期間とする。
2. 日本産業規格（以下「JIS」）・米国 SNELL 財団（以下「SNELL」）・国際モーターサイクリズム連盟（以下「FIM」）等で規格改定があった場合、上記期間に関わらず規格を改定する場合がある。

第3条 公認の申請資格

1. 申請者は、ヘルメット製造会社および輸入総代理店の代表者とする。
2. 申請者および MFJ 公認マークの購入者は、当該年度の MFJ 賛助会員でなければならない。

※初めて公認申請を希望する場合は、新規申請者の登録に伴い、「新規申請者登録書」の他、以下の書類を提出し、競技用装備部会にて認められた場合、公認申請の資格が与えられる。

- 1) 輸入代理店契約書：海外の製造メーカーから、日本での販売について総代理店として契約を証明する書類。
- 2) 総代理店で無い場合は、日本国内で他の会社が総代理店契約をしていない事を証明するもの。
- 3) 法人の登記証明書および事業案内。
- 4) 国内業務委託先との契約書：申請者以外が販売を委託する場合。

第4条 ヘルメットの公認申請

1. 公認申請

- 1) 公認申請は 1 モデル 1 型式ごと申請を行う。
●既に公認されたヘルメットに以下の追加・変更がある場合は別途公認申請しなければならない。
 - ① モデル名やバリエーション名の追加および変更された場合。
 - ② 仕様の追加や変更および付属品を追加する場合。
 - ③ カラーリングの違いによってバリエーション名を付ける場合。（モデル特定の為）
※但し、ライダー名のレプリカモデルを含むグラフィックモデルで、モデル名、仕様、付属パーツに変更が無い場合は同一モデルと見なし、別途申請の必要はない。
 - ④ 製造を他社に委託している場合に生産工場が変更となった場合。
 - ⑤ 申請者が変更となった場合。

2) 申請方法

- ・公認申請には次の書類を添付し、毎月 20 日（必着）の締切日までに MFJ 事務局に申請しなければならない。尚、12 月のみ 12 月 15 日（必着）を締切日とする。
- ・締切日が土日祝日にあたる場合は、その前日までに到着するよう申請すること。

①ヘルメット公認申請書 **様式-20①**

②誓約書 **添付書類A**

③試験成績書

※申請時には、有効期限内の試験成績書を提出すること。

※同一モデル名・型式で帽体サイズが複数ある場合、試験成績書または認可証明書申請者は主要販売サイズのもののみで良い。

※試験成績書のコピーを添付する場合は、原本と相違ないことを誓約すること。

④写真（前後面・両側面）MFJ ホームページ掲載用

⑤カタログまたは製品情報等、製品の概要がわかるもの 2部

※申請時に用意出来ない場合は、後日送付すること。

⑥通関証明書

・外国メーカー製ヘルメットの場合は、通関証明書またはそれに代わるもの（コピー可）。

・輸入開始前に申請を行う場合は輸入計画書を代用とし、通関証明書は公認発効後または輸入開始後 1ヶ月以内に必ず提出しなければならない。後日提出がない場合は、公認を取り消す場合がある。

2. 試験成績書の書式と有効期限

試験成績書記載の型式名とヘルメット公認申請書の型式名称は相違が無いこと。

1) J I S 認証工場

J I Sに基づいた社内試験成績書とする。成績書には必ずオシログラフまたは、これに代わるもの（コピー可）を添付する。

※日本語表記以外の試験成績書の場合は、翻訳したものを添付する。

※提出する試験成績書の有効期限は発効日より 3 年間とする。

2) 非 J I S 認証工場

(一財)日本車両検査協会の試験成績書とする。

※提出する試験成績書の有効期限は発効日より 6 カ月間とする。

3) ロードレース・モトクロス用 特別推薦ヘルメット

S N E L L の認可文書によって試験成績書に代えることが出来る。

4) ロードレース・モトクロス・トライアル用ヘルメット

F I Mの認可文書によって試験成績書に代えることが出来る。

3. 再申請

1) 再申請とは、既に公認されているヘルメットが 2022 規格を満たしており、2022 規格 MFJ 公認マークの貼付を希望する場合に行う。

2) 申請方法

次の書類を添付し、毎月 20 日（必着）の締切日までに MFJ 事務局に申請しなければならない。

締切日が土日祝日にあたる場合は、その前日までに到着するよう申請すること。

①公認ヘルメット再申請書 **様式-20④** （誓約書含む）

② 試験成績書

※初回公認時より J I S ・ S N E L L ・ F I M の規格変更があった場合は、期限内の試験成績書を再提出すること。

第5条 公認規格（2022規格）

競技用ヘルメットの公認規格は以下のとおりとする。

1. ロードレース用ヘルメット

1) ロードレース特別推薦

形状：フルフェース形

試験方法および合格基準：SNELLの「S N E L L M 2 0 2 5」の規格による。

2) ロードレース用

形状：フルフェース形

試験方法および合格基準：以下いずれかの規格を取得していること。

a) J I Sの「J I S T 8 1 3 3 : 2 0 1 5」に加え、下記の試験に合格しなければならない。

耐貫通性試験：3kgの鋼製ストライカを300cmの高さから落下させ、ストライカ先端が人頭模型に接触してはならない。

b) F I Mの「F R H P h e - 0 1 ・ F R H P h e - 0 2」の試験に合格しているもの。

2. モトクロス用ヘルメット

1) モトクロス特別推薦

形状：フルフェース形またはオープンフェース形にチングードを備えるもの。

試験方法および合格基準：SNELLの「S N E L L M 2 0 2 5」の規格による。

2) モトクロス用

形状：フルフェース形またはオープンフェース形にチングードを備えるもの。

試験方法および合格基準：以下いずれかの規格を取得していること。

a) J I Sの「J I S T 8 1 3 3 : 2 0 1 5」

若年層向けヘルメット（7~15歳未満）の場合は、SNELLの「C M S 2 0 1 6」の規格による。

b) F I Mの「F R H P h e - 0 2」の試験に合格しているもの。

3. トライアル用ヘルメット

形状：フルフェース形またはオープンフェース形

試験方法および合格基準：以下いずれかの規格を取得していること。

a) J I Sの「J I S T 8 1 3 3 : 2 0 1 5」の規格による。

※可動式フェースガードが一体となったフリップアップ式ヘルメットは「フルフェース」とはみなされない。

b) F I Mの「F R H P h e - 0 2」の試験に合格しているもの。

第6条 使用出来る種目

帽体の形状等から使用出来る種目を以下に定める。

	RD	MX	TR	ED	SM	SN	DR	DT
ロードレース用	○	×	×	×	○	○	○	○
モトクロス用	×	○	○	○	○	○	×	○
トライアル用	×	×	○	×	×	×	×	×

RD=ロードレース、MX=モトクロス、TR=トライアル、ED=エンティュー、SM=スーパーモト、SN=スノーコロス

DR=ドッグレース、DT=ダートラック

第7条 公認の審査

1. 公認審査

- ・公認審査はMFJ競技用装備部会が行い、決定の権限を持つ。審査は毎月第4火曜日を基準とする。
- ・公認制度の目的である経済性・安全性に著しく逸脱すると判断される場合認められない場合がある。
- ・MFJ競技用装備部会は公認に関する例外措置の決定権を有する。

2. 公認発効と有効期限

- ・公認された場合の公認発効は、審査日の翌日からとする。
- ・公認有効期限は公認発効年を含み 10 年間とし、10 年目の 12 月末日で失効する。

第8条 定期・不定期検査

公認されたヘルメットは必要に応じて下記の検査を行うことがある。

検査は実際に現品を破壊する試験をいう。検査料金は別に定める。

1. 定期検査（ヘルメットは抜き取り）

1 個 検査料 + ヘルメット料金 + 検査の実費

2. 不定期検査（ヘルメットはMFJが店頭で購入したもの）

1 個 検査料 + ヘルメット料金 + 検査の実費

第9条 公認申請の納付

ヘルメットの公認申請料金は、公認申請時に MFJ に納入しなければならない。

申請料は、別に定める。

第10条 MFJ公認マークについて

1. 公認されたヘルメットには全て、公認規格に準じた公認マークを、容易にはがれにくく、確認しやすい場所に貼付しなければならない。

- 1) ロードレース特別推薦 【白色】
- 2) ロードレース用 【金色】
- 3) モトクロス特別推薦 【白色】
- 4) モトクロス用 【金色】
- 5) トライアル用 【金色】

2. MFJ公認マークの販売価格

1) MFJ 公認マーク購入代金は、MFJ が定めた期日までに納入しなければならない。

2) MFJ 公認マーク販売価格は、別に定める。

3) MFJ 公認マークの販売ロットは 1 シート (30 枚) 単位とし、単数 (1 枚) 販売は行わない。

3. MFJ 公認マークは、非公認ヘルメットには貼付してはならない。また、他の者および他の会社への転売は厳禁とする。

4. 公認を取り消された場合、申請者は速やかに MFJ 公認マークの使用中止、所有または支配できる当該ヘルメットから MFJ 公認マークを取り除かなければならない。

第11条 公認取り消し等

次の場合は、競技用ヘルメットの公認は取り消される。

1. 定期・不定期検査

MFJ が行う検査に不合格となり、かつ 30 日以内に再検査においても不合格となった場合は、公認が取り消される。

2. 誓約事項の違反

公認申請にあたり提出した誓約書の誓約事項に違反した場合は、公認が取り消される。

※用語の定義

モデル名称：製品に表示される販売時の名称。

型式名称：試験成績書に記された型式の名称。

メーカー名：メーカーの商標（例：アライ・SHOEI・オージーケーカブト等）

※SG規格試験成績証((一財)日本車両検査協会)の取り扱い

JIS T8133:2015 の試験内容と SG(2種)の試験内容はほぼ同一であることから、本公認規則

(JIS T8133:2015 の試験成績証)の代用として下記条件の基に認めるものとする。

但し、SG 試験成績証は(一財)日本車両検査協会のもののみとする。

1.ロードレース用

車両検査協会のSG(2種)合格の試験成績証に加え以下の試験を追加で実施し、その結果により

ロードレース用の公認要件を満たしたと判断する。

- 耐貫通試験：落下高さ 3.0m
- JIS T 8133:2015 のシールド強度試験

2.モトクロス用／トライアル用

SG(2種)の試験成績証にて公認要件を満たしたと判断する。

※JIS 規格 (JIS T8133:2015) または SG が改正になり、双方間の内容に差異が生じた場合

JIS 規格試験成績書のみ有効とする。

SG 規格試験成績証とは、SG 規格を取得する全ての試験成績を指し、SG 規格試験の一部抜粋は成績証と認めない。

※MFJ公認マークについて

①公認マークは 5 年ごとに変更し、その期間(5年間)は該当マークのみMFJより販売する。

②当該ヘルメットの公認期間(10 年)内は公認マーク購入時期に設定されたマークを貼付し販売することが出来る。

旧規格公認（マーク）製品の使用期限：:2026年12月31日まで
   

■2017年規格

販売期間	5年	2017年1月1日～2021年12月31日	 
貼付製品の販売期間	10年	2017年1月1日～2026年12月31日	
貼付製品の使用期間	15年	2017年1月1日～2031年12月31日	

■2022年規格

販売期間	5年	2022年1月1日～2026年12月31日	 
貼付製品の販売期間	10年	2022年1月1日～2031年12月31日	
貼付製品の使用期間	15年	2022年1月1日～2036年12月31日	

sample

附 則

本規則は、**令和7年（2025年）7月7日**から施行する。
なお、本規則は5年ごとに改定される。
(2026年に本規則の見直しを行う)

＜規則制定・改定履歴＞

昭和 42(1967)年 03 月 22 日制定	昭和 57(1982)年 08 月 01 日改定	平成 02(1990)年 12 月 20 日改定
平成 12(2000)年 04 月 01 日改定	平成 18(2006)年 01 月 01 日改定	平成 21(2009)年 10 月 06 日改定
平成 22(2010)年 02 月 08 日改定	平成 26(2014)年 04 月 01 日改定	平成 27(2015)年 01 月 01 日改定
平成 27(2015)年 05 月 13 日改定	平成 27(2015)年 07 月 15 日改定	平成 28(2016)年 01 月 01 日改定
平成 28(2016)年 01 月 01 日改定	平成 28(2016)年 09 月 07 日改定	平成 28(2016)年 11 月 29 日改定
平成 29(2017)年 10 月 05 日改定	令和 02(2020)年 02 月 19 日改定	令和 02(2020)年 06 月 12 日改定
令和 04(2022)年 01 月 01 日改定	令和 05(2023)年 10 月 06 日改定	令和 06(2024)年 03 月 05 日改定
令和 06(2024)年 04 月 01 日改定	令和 07(2025)年 05 月 26 日改定	令和 07(2025)年 07 月 07 日改定